

愛知県環境影響評価審査会 会議録

1 日時 平成26年3月17日(月) 午前10時から午前11時55分まで

2 場所 アイリス愛知 2階 コスモス

3 議事

- (1) 中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書【愛知県】について
- (2) 知多都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)東部知多クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書について
- (3) その他

4 出席者

委員20名、説明のために出席した職員17名、事業者14名

5 傍聴人等

傍聴人5名、報道関係者5社

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書【愛知県】について

- ・ 議事録の署名について、大東会長が富田委員と松尾委員を指名した。
- ・ 資料1から資料3までについて、事務局から説明があった。
- ・ 資料4について、廣島部会長から報告があった。

<質疑応答>

【山澤委員】資料4の8ページの2-4(2)で、発生土置き場等について「計画の熟度が高まった段階で、以下の事項を公表すること」を求めているが、公表するだけでよいか。トンネルの掘削により生じる大量の建設発生土の処理が環境に与える影響は大きいと思われるが、その処理が本事業の中で行われるのであれば、今回の環境アセスメント手続と一体で審査されるべきである。事業者が公表するだけであると、その公表をもってアセス手続が終了してしまうことになる。なんらかの手続を追加して行う必要があると思うがどうか。

【事務局】本来であれば、発生土置き場等の計画やその計画に係る環境影響の予測及び評価の結果等は準備書に記載されるべきである。今回はそれらが記載されていないため、計画の熟度が高まった段階で、現況調査を実施し、予測結果や

環境保全措置の検討結果も含めて公表するよう求めている。事後調査の結果が事後調査報告書として提出された段階で、知事が必要な措置を講ずることを求める場合には、審査会に諮ることとなる。

【山澤委員】通常の環境アセスメントでは、方法書や準備書の内容を本審査会で議論し、その議論した結果を事業者が事業に反映させていくというプロセスをとる。しかし、発生土置き場等では、事後調査の手法等が事業者まかせになり、事後調査結果の報告後に審査を行うことになってしまう。事後調査の手法等についても、本審査会の意見を反映させる手続が必要だと思う。

【事務局】事後調査の項目や手法、事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針も含めて、事後調査報告書として提出されることになる。事後調査の結果を受けて、問題があれば審査会に諮りたいと考えている。

【大東会長】今の意見については部会でも議論があった。制度的に事後調査報告書に対しては必要な措置を求めることができるが、それ以外に意見を述べたり、措置を求めるといった機会はない。このため、まず事後調査の手法等について公表を求め、その後、事後調査報告書が提出された段階で、問題があれば、本審査会で審査した上で必要な措置を求めることとした。

【東海林委員】資料4の7ページの(11)温室効果ガスについて、中央新幹線と東海道新幹線による排出量を比較することを求めているが、その理由を教えてください。

【事務局】東海道新幹線の利用者が中央新幹線にある程度移行することが想定される。中央新幹線の開業により温室効果ガスがどのくらい増加するかを把握するためには、現状や中央新幹線開業後における東海道新幹線による排出量をそれぞれ算出する必要があると考えた。

【東海林委員】中央新幹線による排出量だけを算出するのではなく、現状と比較するために東海道新幹線による排出量を算出するということか。

【事務局】そのとおりである。

【東海林委員】山梨リニア実験線における排出量との比較はできないか。

【事務局】山梨リニア実験線における排出量との比較について、部会報告では求めている。実験線のデータ等から中央新幹線に係る排出係数が定められ、中央新幹線による排出量を算出することになると思われる。

【大東会長】温室効果ガスに係る意見は、方法書や準備書では東京都・大阪府間における排出量の比較しか示されていないが、まずは東京都・名古屋市間で開業することから、東京都・名古屋市間のデータも示すことを求めている。

【山澤委員】列車の走行に伴い排出される温室効果ガスについては、準備書の資料編に記載されているが、ぜひ本編に記載していただきたい。

また、イで排出係数について適切な値を使用することを求めているが、他の自治体の審査会等において、事業者が「現在示している係数が適切な値である」

と説明していることから、事業者がそのままの係数を用いて評価書を作成することが危惧される。

【事務局】1点目について、今回の準備書では列車の走行に伴い排出される温室効果ガスを評価項目として選定していない。参考として資料編に記載されたものであるため、資料編において詳細に記載するよう求めた。

2点目について、列車の走行に伴う排出量は、国土交通省が平成20年度の排出係数により計算したデータを資料編に記載しているが、建設機械からの排出量の算出ではもっと新しい年度の排出係数を用いている。このため、できる限り最新の排出係数を用い、古い排出係数を用いるのであれば合理的な理由を併せて示す必要があると考え、適切な値を使用するよう求めたものである。

【山澤委員】列車の走行に伴い排出される温室効果ガスが、なぜ評価項目に入っていないのか。この事業がどのような環境影響をもたらすかを評価する点から、本編に記載すべきと考える。

また、他の自治体の審査等における事業者の発言では、列車の走行に伴う排出量は原発がフル稼働している時点の排出係数を用いたとのことであり、中央新幹線開業時の排出係数とは大きく異なるだろうと懸念している。

【事務局】資料3の9ページの名古屋市長意見の(11)アで「排出量について適切に予測、評価を行うこと」としており、評価項目として選定することを求めている。これと同様に、資料4の7ページの(11)アについて、「比較するなど、適切に予測及び評価を行うこと」と修正してはどうか。

イの排出係数については、アで適切に予測及び評価を行うよう求めることから、できる限り最新の値を用いるなど適切な値を使用すると理解いただければと思う。

【山澤委員】排出係数についてはもう少し具体的に記載した方がよいかと思うが、他に意見がなければ修正がなくても仕方がないと思う。

【大東会長】事務局から再度、修正箇所を確認をお願いしたい。

【事務局】7ページの(11)温室効果ガスのアで「比較するなどできる限り詳細に示すこと」を「比較するなど、適切に予測及び評価を行うこと」に修正する。

【大東会長】事務局から説明のあった箇所の修正を行った上で、審査会の答申としてよろしいか。

(委員から意見等はなし)

- 資料4の「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書【愛知県】に関する部会報告」について、事務局から説明のあった箇所の修正を行った上で審査会答申とすることで合意し、別紙1のとおり答申した。

イ 知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）東部知多クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書について

- ・ 知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）東部知多クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書について、別紙2のとおり諮問を受けた。
- ・ 資料5について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【山澤委員】準備書 369 ページの図における二酸化窒素の最大着地濃度点は排出源から約 3km とされ、二酸化硫黄や浮遊粒子状物質の約 1km と違うのはなぜか。

【事務局】窒素酸化物であれば、二酸化硫黄や浮遊粒子状物質と同じ地点であるが、二酸化窒素は、一酸化窒素として排出されたものが、オゾン等により酸化されるため、より遠くに着地する。ただし、距離が大きく離れているので、この点は部会においてお示ししたい。

【山田委員】準備書 497 ページの表で、全シアン及び有機燐の調査結果は 0.1mg/L 未満とあるが、検出下限値は、もっと小さい値ではないか。

【事務局】表記方法について確認する。

【二宮委員】既存施設の撤去に関してはアセス対象外とのことだが、新施設の稼働後も残置するというのでよいか。

【事務局】準備書 16 ページにあるとおり、計量棟、洗車棟、管理棟は撤去する。既存の炉本体をいつ撤去するかは予算の問題もあり、予定されていないため、今回のアセスには含まれていない。

【長谷川委員】準備書 551 ページのカヤネズミについて、隣接地に生息するから問題ないとするのではなく、隣接地がダメになったときに東部知多クリーンセンターが生き物の生息地となるようにしてほしい。また、準備書 571 ページの図で、東部知多クリーンセンターの存在により、生き物が分断されるのではなく、生き物をつなぐようにしてほしい。

それを踏まえ、準備書 598 ページのコチドリについて、事業実施範囲内で営巣が確認されたが 1 か所のみであり、他に営巣に適した場所があるため問題ない、工事車両を低減するから問題ないとあるが、工事時期が問題である。

さらに、準備書 604 ページのヌマガエルについて、現状は雑種地であり、極めて自然度が低いから影響はないとあるが、元々自然度が低かったわけではなく、これまでの工事によりアスファルト化したのではないか。今回のアセスにより自然度を上げ、生き物と共生できるような方向性であってほしい。質を上げるような記載をしてほしい。

【事務局】部会の中で、カヤネズミやコチドリ等の位置を示し、影響のない場所であるか、どのように生き物をつなげるかを考えていきたい。

【大東会長】動植物にとって適さない現状の生息環境を、本事業により良くすべきという意見かと思う。

【田代委員】準備書 8 ページの表の余熱利用の発電について、発電施設は新施設の中に設置されるのか。それとも別の場所か。

【事務局】新施設の中に設置される。

【田代委員】発電施設もアセス対象と考えられるが、準備書に発電施設に関する記述はあるか。

【事務局】準備書 663 ページで、供用時の温室効果ガス排出量の記載がある。

【葉山委員】長谷川委員の意見に同感である。緑化について、景観プラス生き物への配慮という考え方を検討していただきたい。

【事務局】部会報告の中に盛り込むようにしていきたい。

- ・ 知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）東部知多クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書について審査させるため、大東会長の指名により、別紙 3 のとおり東部知多クリーンセンター部会を設置した。

ウ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会

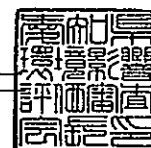
平成26年3月17日

愛知県知事

大村秀章殿

愛知県環境影響評価審査会

会長 大東憲



中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書【愛知県】

について（答申）

平成25年10月18日付け25環活第260-1号の諮問については、別添のとおり
お答えします。

中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書【愛知県】
に対する答申

はじめに

中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書【愛知県】（以下「準備書」という。）について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

事業者は、本事業が環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な事業であることを念頭において、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載する必要がある。また、事業者は、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

1 事業の内容

(1) 地下駅、トンネル、非常口、換気施設、変電施設、保守基地等の計画施設が工事計画の概要として示されているものの、具体的な内容が明らかでなく、環境影響を把握するために必要な情報が十分に示されていない。

このため、以下の内容も含め計画施設の諸元についてできる限り詳細に示すこと。

- ① 地下駅の位置及び設置される設備
- ② 山岳トンネルの施工のために設ける斜坑の位置、規模及び工法
- ③ 換気施設（設備棟を含む。以下同じ。）に設置される設備
- ④ 変電施設及び地下送電線の位置、規模及び工法
- ⑤ 保守基地の設置目的、保守用車の種類や台数及び設置される設備
- ⑥ 施工ヤードの位置並びに発生土等の1日当たりの発生量、保管量及び処理方法
- ⑦ トンネル内における速度、支持輪タイヤにより低速走行する区間等の走行状況

(2) 対象事業実施区域を「路線」として設定しているが、すべての計画施設を含む「区域」として設定すること。

(3) 対象事業実施区域を示した図、地質縦断図、資料編に記載された路線の縦断図、地下地質のモデル縦断図等について、縮尺が適切でなく、計画施設が設置される位置及び深さが正確に把握できないことから、適切な縮尺の図を用いて示すこと。

また、これらの図に計画施設、工事で設置される地中連続壁等を示すこと。

2 環境影響評価

2-1 全般的事項

(1) 準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施することはもとより、工事が長期間にわたることから、環境保全対策に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、一層の環境影響の低減に努めること。

また、超電導リニア技術について、今後も、山梨リニア実験線における実験等により、省エネルギー化その他の環境保全に係る技術革新に努め、更なる環境負荷の低減を図ること。

(2) 環境への影響に関して新たに事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

2-2 環境影響の調査、予測及び評価の結果並びに環境保全措置

(1) 共通事項

ア 山岳トンネルの施工のために設ける斜坑の工事及び存在に伴う地下水及び水資源への影響、保守基地の供用に伴う騒音及び振動の影響等、環境影響評価の項目が適切に選定されていないおそれがあることから、1 (1) により示される諸元を踏まえて、環境影響評価の項目を見直し、必要に応じ調査、予測及び評価を行うこと。

イ 調査及び予測を行った地域、地点等の設定理由や、予測の前提となる条件及びその妥当性が示されていない項目が見られることから、それらを具体的に示すこと。

(2) 大気質、騒音、振動、微気圧波、低周波音

ア 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う騒音の影響について、対象事業実施区域周辺には中高層住宅等が立地していることから、騒音の高さ方向にも十分配慮した適切な予測及び評価を行うこと。

イ 発破作業に伴って発生する騒音及び振動の影響について、「確実に低減できること」を理由に調査、予測及び評価を行っていないが、確実に低減できるとした理由を具体的に示すこと。

ウ トンネル及び地下駅の工事や鉄道事業の特性上やむを得ない場合（現在の列車運行を確保しながら工事を行う場合等）の工事を夜間に行うとしていることから、夜間における建設機械の稼働に伴う騒音及び振動の影響について、予測及び評価を行うこと。

- エ 建設機械の稼働に伴う騒音並びに換気施設の供用に伴う騒音及び振動の予測及び評価に当たっては、規制基準が適用される敷地境界における予測結果を示すなど、基準との整合性を検討した結果を具体的に示すこと。
- オ 建設機械の稼働に係る予測において、大気質では「最大濃度地点」及び「直近の住居等」の2地点、騒音では「工事範囲境界から0.5m離れた位置」の1地点、振動では「工事範囲境界」の1地点の予測結果のみが示されているが、周辺の住宅、学校、病院等への影響を把握するため、発生源から予測地点までの距離、位置関係等を明らかにするとともに、その予測結果を平面図及び断面図上に等値線図で示すこと。
- カ 住居等の近傍における工事の実施に当たっては、建設機械の稼働台数の平準化や、建設機械の配置及び稼働時間帯への配慮等により、建設機械の稼働に伴う大気質、騒音及び振動の影響の低減に努めること。特に夜間においては、騒音及び振動の影響をより一層低減するよう努めること。
- キ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う大気質、騒音及び振動の影響について、車両の運行ルートが合流する道路沿道において調査、予測及び評価が行われていない地点が存在するおそれがあるため、調査及び予測を行った地点を選定した理由を具体的に示すこと。
- ク 対象事業実施区域周辺では、現況において、騒音に係る環境基準値を超過している地点があることなどから、効率的な運行による車両台数の抑制及び平準化、適切な運行ルートの選定、低公害型車両の積極的な導入等により、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う道路沿道への騒音、振動及び大気質の影響の低減に努めること。
- ケ 換気施設の供用に伴う低周波音及び列車の走行に伴う微気圧波について、換気口中心から20m及び50m離れた地点を予測地点とした理由を具体的に示すこと。
- コ 列車の走行に伴う微気圧波について、「換気口中心から20m以内に住居が存在する場合にも適切に多孔板及び緩衝工を設置することにより、基準値との整合が図られていることを確認した」とあるが、基準との整合性を検討した結果を具体的に示すこと。
- また、換気施設の供用に伴う騒音及び低周波音についても、換気口中心から20m以内に住居が存在する場合における基準又は目標との整合性を検討した結果を具体的に示すこと。
- サ 1 (1) ⑤により示される保守基地に係る諸元を踏まえ、保守基地の供用に伴う騒音及び振動の影響等について、必要に応じ調査、予測及び評価を行うこと。

シ 列車の走行に伴う微気圧波に起因する騒音及び低周波音の影響について、山梨リニア実験線における実験データを用いて、圧力値だけでなく音圧レベルにより、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

ス 1 (1) ⑦により示される列車の走行状況に係る諸元を踏まえ、列車の走行に伴う騒音（微気圧波に起因する騒音）、振動、微気圧波及び低周波音（微気圧波に起因する低周波音）の予測及び評価に当たっては、タイヤ走行、すれ違い時等、走行状況に応じてきめ細かく条件を設定すること。

セ 列車の走行に伴う騒音の影響について、資料編で「非常口（都市部）の外においては、列車が地下のトンネルを走行する際の騒音の影響はない」としているが、その理由を具体的に示すこと。

(3) 水質

ア 工事の実施に伴う排水（湧水、雨水等を含む。以下同じ。）について、水量及び水質が定量的に示されていないため、排水の量及び項目ごとの濃度を示すこと。また、排水は、現地調査において浮遊物質量が比較的低い値であった内津川にも流入することが考えられることから、放流先の河川の状況を踏まえた予測及び評価を行うこと。

イ 工事の実施に伴う排水を公共用水域等へ放流するに当たっては、関係機関と協議した上で、十分な能力を有する沈砂池、排水処理設備等を設置するとともに、その維持管理を適切に行うことにより、環境影響の低減に努めること。

(4) 地下水、水資源、地盤沈下

ア 1 (1) ②により示される山岳トンネルの施工のために設ける斜坑に係る諸元を踏まえ、斜坑の工事及び存在に伴う地下水及び水資源、特に東海丘陵の小湿地群の湧水への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

イ 地下水位のシミュレーションについて、地下地質のモデル縦断面図におけるモデル化の方法や透水係数の設定方法等、予測に用いた手法や条件が示されていないことから、それらについて具体的に示すこと。

ウ 山岳トンネルの掘削工事を断層由来の地質境界部分で行う場合は、断層に沿って大量の地下水がトンネル内に湧出することなどにより、周辺や離れた場所にある沢が枯れるおそれがあることなどから、「トンネル内に湧出する地下水はトンネル周辺の範囲に留まり、それ以外の深層の地下水や浅層の地下水への影響は小さい」と予測した理由を具体的に示すこと。

エ 亜炭の採掘跡におけるトンネル工事では、工事実施前にボーリング調査や物理探査等による空洞調査を行うとしているが、それらの調査に当たっては、関係機関等と協議し、適切な調査計画を作成すること。

(5) 土壌汚染

ア 対象事業実施区域周辺には、汚染土壌（自然由来のものも含む。）だけでなく、酸性水、重金属等が溶出するおそれのある土壌が存在することから、これらの土壌について、環境への影響のおそれのある再利用の防止、帯水層に接することによる地下水汚染の発生防止、保管場所等からの飛散防止等のための適切な措置を講ずること。

イ アの土壌及び発生土について、工事前及び工事中に調査を実施するとしているが、それらの調査に当たっては、関係機関と協議し、適切な調査計画を作成すること。

(6) 日照障害

日照障害に係る予測結果が数値のみで示されているが、計画施設の高さ、形状等の予測条件を示すとともに、施設ごとに等時間日影図を示すなど予測結果をわかりやすく示すこと。

(7) 文化財

ア 対象事業実施区域周辺には文化財保護法に基づく名勝「名古屋城二之丸庭園」、天然記念物「名古屋城のカヤ」等があることから、具体的な施工計画の策定に当たっては、関係機関と協議の上、できる限り文化財への影響を回避又は低減すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺には文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地「欠之下古墳」、「御鍋山古墳」、「名古屋城三の丸遺跡」等があることから、具体的な施工計画の策定に当たっては、関係機関と協議の上、埋蔵文化財の現状保存や埋蔵文化財への影響を少なくする工法の採用を検討するなど、できる限り埋蔵文化財への影響を回避又は低減すること。

(8) 動物、植物、生態系

ア (4) アの斜坑の工事及び存在による地下水への影響の予測及び評価の結果を踏まえて、動物、植物及び生態系、特に東海丘陵の小湿地群に生息及び生育する

動物、植物及び生態系への影響について調査、予測及び評価を行うこと。

イ 周辺に同質の生息及び生育環境が広く分布することを根拠に生息及び生育環境は保全されるとした種について、予測対象種ごとの生息及び生育状況を踏まえ、予測結果を導くに至った理由を具体的に示すこと。

ウ 工事の実施に伴う排水が動物、植物及び生態系に与える影響について、「必要に応じて沈砂池、処理装置を配置し処理すること」を理由に生息及び生育環境に影響は及ばないとしているが、排水の量及び項目ごとの濃度が示されておらず、放流先の河川の状況を踏まえた予測がされていない。

このため、公共用水域への水の濁り、水の汚れの影響の程度や、予測対象種ごとの生息及び生育状況を踏まえ、予測結果を導くに至った理由を具体的に示すこと。

エ 鳥類について、地域の生息状況を明らかにするため、ラインセンサス法及びポイントセンサス法による調査結果を記載すること。

オ オオタカについて、工事中の影響を低減するため、専門家の指導や助言を得ながら、工事計画等を十分に検討するとともに、環境保全措置を確実に実施すること。

カ 事業の実施に当たっては、できる限り緑地・水辺の創出に努めるとともに、その創出に当たっては、地域の植生等を考慮し、生態系ネットワークの一役を担う生物生息空間とするよう努めること。

キ 環境保全措置の実施に当たっては、専門家の指導や助言を得ながら、適切に行うこと。

(9) 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

ア 工事が長期間にわたり、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数が多いため、これらの車両の運行に伴い人と自然との触れ合いの活動の場に影響を与えるおそれがあることから、その影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場である名城東小公園内に換気施設を設置するとしているが、換気施設の存在による同公園の利用性への影響を小さいとした理由を具体的に示すとともに、必要に応じて、予測及び評価の結果を見直すこと。

ウ 計画施設の規模、配置、外観、形状等については、関係機関と協議し、関係市の景観に係る計画等を考慮したものとする。

特に名古屋城及びその周辺に設置される変電施設及び換気施設については、当

該地域固有の歴史及び伝統を反映した活動や建造物等を十分に考慮したものとすること。

(10) 廃棄物等

- ア 建設発生土の量（発生量、再利用率、場外への搬出量等）や建設汚泥の量（発生量、減量化が可能な量等）を工事施工ヤードごとに区分して示すこと。
- イ 工事中及び供用時に発生する廃棄物等について、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正かつ迅速に処理すること。

(11) 温室効果ガス

- ア 列車の走行に伴い排出される温室効果ガスについて、中央新幹線、東海道新幹線（現状及び中央新幹線開業後）のそれぞれの列車走行に伴う東京都・名古屋市間における年間排出量等を算出し、比較するなど、適切に予測及び評価を行うこと。
- イ 温室効果ガスの排出係数について、建設機械の稼働等に伴う排出量の算出に用いた係数と列車の走行に伴う排出量の算出に用いた係数が異なることから、排出係数の設定の考え方を整理するとともに、適切な値を使用すること。

(12) 磁界

時間変動する磁界の長期的な曝露が人体に及ぼす影響、自然界に存在する磁界の強さを超える場合の生態系に及ぼす影響等に関する知見が乏しいことから、今後も磁界の影響について知見の収集に努め、必要に応じて適切に対応すること。

2-3 事後調査

(1) 環境保全措置として実施する内容が抽象的に示されているのみであり、今後環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると考えられる。また、列車の走行に伴う微気圧波等、予測の不確実性の程度が大きい項目がある。こうしたことから、以下の項目について、事後調査を適切に実施すること。

- ・ 騒音（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、換気施設の供用、列車の走行（微気圧波に起因する騒音））
- ・ 振動（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、換気施設の供用、列車の走行）

- ・ 微気圧波（列車の走行）
 - ・ 低周波音（換気施設の供用、列車の走行（微気圧波に起因する低周波音））
 - ・ 水の濁り（工事の実施）
 - ・ 水の汚れ（工事の実施）
 - ・ 地下水の水質及び水位（工事の実施、鉄道施設（トンネル、駅、変電施設）の存在）
 - ・ 水資源（工事の実施、鉄道施設（トンネル、駅、変電施設）の存在）
 - ・ 地盤沈下（工事の実施、鉄道施設（トンネル、駅、変電施設）の存在）
- （２）（１）で実施される事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて動物、植物及び生態系について事後調査を実施すること。
- 動物、植物及び生態系に係る事後調査の実施に当たっては、専門家の指導や助言を得ながら、適切に行うこと。
- （３）オオタカに係る事後調査は、環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があるため、採餌活動が活発な日の出から早朝までの時間帯も実施すること。また、事後調査の結果を踏まえ、専門家の指導や助言を得ながら、適切な環境保全措置を講ずること。
- （４）事後調査に係る調査地点、調査頻度等の手法について、できる限り具体的に示すこと。

2-4 具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯施設

- （１）大量に生じる建設発生土を運搬、保管及び利用することとなる発生土置き場（仮置き場を含む。以下同じ。）等の付帯施設の設置に当たっては、環境影響をできる限り回避又は低減すること。
- （２）発生土置き場等の付帯施設は、今後環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があることから、環境保全措置を講ずるとした項目について、事後調査を適切に実施すること。
- また、事後調査の実施に当たっては、当該付帯施設に係る計画の熟度が高まった段階で、以下の事項を公表すること。
- ・ 当該付帯施設の具体的な諸元
 - ・ 当該付帯施設に係る現況調査及び予測結果
 - ・ 環境保全措置の検討結果
 - ・ 事後調査の項目及び手法
 - ・ 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対

応の方針

- ・ 事後調査結果の公表方法

3 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に十分配慮するとともに、山梨リニア実験線における実験データ等の数値を用いて説明するなど、わかりやすい図書となるよう見直すこと。
- (2) 計画の熟度や事業の進捗状況に応じて、事業計画や各種の調査結果等の情報を積極的に発信するとともに、その情報について、わかりやすく丁寧に説明するなどにより、住民の理解が深められるよう努めること。
また、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。

検 討 の 経 緯

年 月 日	会 議	備 考
平成25年10月18日	審 査 会	知事からの諮問 準備書の内容の検討 部会の設置及び付託
平成25年11月11日	部 会	準備書の内容の検討
平成25年12月13日	部 会	準備書の内容の検討 住民意見の概要の検討
平成26年 2月 5日	部 会	準備書の内容の検討 公聴会意見の検討 準備書についての論点整理
平成26年 3月14日	部 会	準備書の内容の検討 関係市長意見の検討 部会報告の検討
平成26年 3月17日	審 査 会	準備書の内容の検討 住民意見の概要等の検討 公聴会意見の検討 関係市長意見の検討 部会報告 答申の検討 知事への答申

愛知県環境影響評価審査会委員

	生田 京子	名城大学工学部准教授
	井上 隆信	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
	酒卷 史郎	名城大学工学部教授
◎	大東 憲二	大同大学情報学部教授
	武田 美恵	愛知工業大学工学部講師
	田代 むつみ	名古屋大学大学院工学研究科助教
	田中 稲子	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授
	谷村 篤	情報・システム研究機構国立極地研究所教授
	谷脇 弘茂	藤田保健衛生大学医学部講師
	東海林 孝幸	豊橋技術科学大学環境・生命工学系講師
	富田 寿代	鈴鹿国際大学国際人間科学部教授
	中川 弥智子	名古屋大学大学院生命農学研究科准教授
	那須 民江	中部大学生命健康科学部教授
	夏原 由博	名古屋大学大学院環境学研究科教授
	成瀬 一郎	名古屋大学エコトピア科学研究所教授
	西田 佐知子	名古屋大学博物館准教授
	二宮 善彦	中部大学工学部教授
	長谷川 明子	公益財団法人日本生態系協会評議員
	葉山 嘉一	日本大学生物資源科学部准教授
	廣畠 康裕	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
	藤原 修	名古屋工業大学特任教授／名誉教授
	増田 理子	名古屋工業大学大学院工学研究科准教授
○	松尾 直規	中部大学工学部教授
	光田 恵	大同大学情報学部教授
	柳澤 紀夫	公益財団法人日本鳥類保護連盟理事
	山澤 弘実	名古屋大学大学院工学研究科教授
	山田 佳廣	三重大学大学院生物資源学研究科教授
	吉久 光一	名城大学工学部教授
	吉村 いづみ	名古屋文化短期大学教授

◎会長 ○会長代理

(敬称略、五十音順)

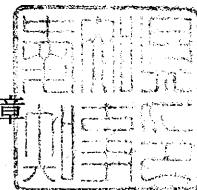
25環活第442-4号

平成26年3月17日

愛知県環境影響評価審査会

会長 大東憲二様

愛知県知事 大村秀章



知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）東部知多クリーン
センター整備事業に係る環境影響評価準備書について（諮問）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第20
条第4項の規定に基づき、貴審査会の環境の保全の見地からの意見を求めます。

担当 環境部環境活動推進課

環境影響評価グループ

電話 052-954-6211（ダイヤルイン）

愛知県環境影響評価審査会 東部知多グリーンセンター部会構成員

委員名	所 属 等
いくた きょうこ 生田 京子	名城大学理工学部准教授
さかまき ふみお 酒巻 史郎	名城大学理工学部教授
たけだ みえ 武田 美恵	愛知工業大学工学部講師
たしろ むつみ 田代 むつみ	名古屋大学大学院工学研究科助教
たなか いねこ 田中 稲子	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授
たにわき ひろしげ 谷脇 弘茂	藤田保健衛生大学医学部講師
とみた ひさよ 富田 寿代	鈴鹿国際大学国際人間科学部教授
にのみや よしひこ 二宮 善彦	中部大学工学部教授
ますだ みちこ 増田 理子	名古屋工業大学大学院工学研究科准教授
やまざわ ひろみ 山澤 弘実	名古屋大学大学院工学研究科教授
やまだ よしひろ 山田 佳廣	三重大学大学院生物資源学研究科教授

(敬称略、五十音順)